



石川労働局一般公示第7号

登録教習機関の登録の公示について

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という）第22条の2の規定に基づき登録教習機関から登録事項変更届出書の提出があり、下記のとおり登録の変更をしたので登録省令第25条の3第2項により次のとおり公示する。

記

1 登録番号

石川県立能登産業技術専門学校

第177号（車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習）

第178号（小型移動式クレーン運転技能講習）

第179号（玉掛け技能講習）

2 登録事項の変更年月日

令和8年4月8日

3 変更内容

代表者の氏名（変更前）要 義正（変更後）猿女 豊信

令和8年4月22日

石川労働局長

